

# 八女市立花校区小中学校整備基本計画

令和 8年 3月  
八女市教育委員会

## ■ 目次

I	これまでの検討経緯と計画の位置付け	01
II	基本計画策定にあたっての条件整理	
1.	上位計画・関連計画	
(1)	文部科学省の各種指針	05
(2)	市の行政計画	06
2.	計画地概要	
(1)	八女市の概要	08
(2)	計画地の概要	
A.	概要	09
B.	現況写真	11
C.	敷地周辺インフラ状況	11
D.	ハザードマップ	12
(3)	小学校及び中学校の概要	13
(4)	児童生徒数の推移	14
III	施設計画	
1.	校舎づくりコンセプト	16
2.	計画諸室	
(1)	各室の利用形態	17
(2)	所要室一覧	19
3.	構造計画の方針	
(1)	計画の方針	21
(2)	耐震性能の目標	21
(3)	建物構造の検討	22
4.	設備計画の方針	
(1)	計画の方針	23
(2)	電気設備計画の方針	23
(3)	機械設備計画の方針	24
(4)	セキュリティ計画の方針	24

---

## I これまでの検討経緯と計画の位置付け

## ■はじめに

全国的な少子化の傾向と同様に、八女市立花校区小中学校においても児童生徒数の減少が見込まれており、将来に向けた学校のあり方の検討が必要となっています。

また、立花小学校および立花中学校については、校舎の老朽化が進んでいることに加え、立花中学校の敷地の一部が「土砂災害特別警戒区域」に指定されており、生徒の安全確保が喫緊の課題となっています。

このような中、八女市教育委員会では地域協議会の要望を踏まえ、「立花校区小・中学校あり方検討委員会」を設置しました。同委員会による調査・検討結果の報告を受け、義務教育学校の建設が必要であると判断いたしました。

今後は、本計画に基づき、義務教育学校建設事業を推進してまいります。

## ■これまでの検討経緯

全国的な少子化の傾向と同様に、八女市でも少子化が進行しています。今後15年間で児童生徒数は30%弱の減少が見込まれており、既に小規模校として運営を行っている学校もある中、ますます小規模化が進行することが懸念されています。

今後このような児童生徒の減少に対応しつつ、21世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくりを進めていくには、変化が激しく多様化が進む社会の中でも様々な情報や出来事を受け止めながら課題を見つけ、自ら率先して主体的に判断・行動し、他者と共働しながら課題を解決していくための力の育成を図る必要があります。児童生徒数の減少が見込まれる中、子供たちが「学びあい、高まりあえる」環境を保障するためにも、国が推進している9年間の一貫した教育や教育環境の維持・充実を図り、一人ひとりの個別最適な学びができる施設を整備し、様々な人たちとの共働的な学びを実現していく環境を整えることが重要になります。

八女市ではこれらの状況を鑑みて、令和3年に第5次八女市総合計画（令和3年度～令和12年度）を策定し、この中で教育分野においては「ふるさとを愛する人づくり」を基本目標に掲げてあります。総合計画との整合性を図るために令和3年度から5年間を実施期間とする「第2次八女市教育大綱」を策定し、総合計画に基づき、家庭・地域・学校が連携し、次世代を担う子供たちの自尊感情や生まれ育った地域への郷土愛を育み、子どもから大人まで一人ひとりの市民が生涯にわたって活躍できる施策を展開すると記されています。

さらに「第2次八女市教育大綱」に掲げる基本目標の実現に向けて、市内部の各課ごとに主たる方針を掲げ、主な施策・事業も具体的に定めた「教育施策要綱」が定められました。

その中で、「八女市の学校教育」（単年度の教育振興基本計画）の充実と推進、「地域に愛される学校」づくり、「八女市を愛しふる里に誇りを持つ子どもたち」の育成、学校再編の検討、八女市社会教育計画の推進といった明確な目標が設定されています。

## ■基本計画の位置付け

本計画ではこれまでの経緯を踏まえながら、9年間の一貫した教育を行う学校としての学びや交流、防災などの必要機能の整理を行うとともに、保護者の方々や近隣住民の方々向けのワークショップを開催し、保護者や地域の方々の声を反映した建設地における敷地利用や施設配置の方針について検討を行うこととします。

### 第5次八女市総合計画

- ① 少子高齢化への対応
- ② 安全・安心で住み続けられるまちづくり
- ③ 新たな魅力の創造による活性化
- ④ 住民主体のまちづくりへの取組
- ⑤ 情報通信環境の整備

### 第2次八女市教育大綱

- ① 教育分野：ふるさとを愛する人づくり
- ② 学校教育・人権教育：生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むまちをつくる
- ③ 生涯学習・平和：市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重するまちをつくる
- ④ 歴史・文化：歴史と伝統に育まれた“八女文化”が生きるまちをつくる
- ⑤ スポーツ：スポーツの力で健康なまちをつくる

### 教育施策要綱

#### ◎学校教育における具体的な施策◎

- ① 教育内容の充実による学力の向上
  - ・ 少人数指導教員の効果的配置
  - ・ 郷土愛を育む学校づくり
  - ・ 小中9年間連携した学びづくり
- ② 心と体の健康づくりの推進
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携、協働
  - ・ 体力づくりと学校給食の充実
- ③ 教育環境の整備・充実
  - ・ 学校規模の適正化
  - ・ 入学祝い金などの教育費用軽減

### 基本計画

### 基本設計・実施設計

### 工事

### 開校

---

## Ⅱ 基本計画策定にあたっての条件整理

## 1. 上位計画・関連計画

計画の前提条件となる国の各種指針や法令、八女市の主な行政計画・教育計画を整理し、その中における本事業および計画地の位置づけを把握します。

### (1) 文部科学省の各種方針

#### ■小学校・中学校学習指導要領

(平成29年3月告示 令和2年度(小学校)・令和3年度(中学校)(全面实施)

学校教育法に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準が定められています。平成29年の改正のポイントとして下記が挙げられています。

○子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の推進

○社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の重視

○道徳教育の充実や体験活動の重視による「豊かな心や健やかな体を育成」

#### ■小学校・中学校施設整備指針(令和4年6月)

学校教育を進めるうえで必要な機能を確保するための留意事項を示したものです。令和4年の改正では1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体化充実に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について記述されました。

#### ■新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(令和4年3月)

学校教育を進めるうえで必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項が示されています。令和4年の改定では「“Schools for the future” 「未来思考」で空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」というキーコンセプトを掲げ、以下の方向性を示しています。

○学び：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

○生活：新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

○共創：地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

○安全：子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

○環境：脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

#### ■エコスクール-環境を考慮した学校施設の整備推進-(令和4年6月)

環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備に関して「施設面・運営面・学習面」の3つの視点から留意事項書きされています。

---

## ■近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について～バリアフリー化の取組事例集～(平成30年3月)

近年の災害で避難所となった学校施設で聞かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを事例集として取りまとめています。

## ■避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集(令和2年3月)

避難所となる学校施設の防災機能強化などに向けた取組を推進する際の参考となるよう、学校施設の防災機能整備の取組が記載されています。

## ■学校施設バリアフリー化推進指針(令和2年12月)

学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点などについて記載されています。

## ■学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集(令和4年6月)

学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組を推進する際の参考となるよう、学校施設のバリアフリー化の取組が記載されています。

## ■2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について-既存学校施設における快適で健康的な環境づくりと脱炭素化に向けて-(令和5年3月)

学校の脱炭素化に関するワーキンググループを設置し、学校施設のZEB化の推進方策などについて報告書として取りまとめています。

## ■ZEBチェックポイント～設計におけるZEB対応確認事項～(令和6年3月)

大学、高専などにおける教室棟や研究棟などの標準的な施設を対象として、ZEB化の手法を示すとともに、施設整備の際にZEB化(ZEB Ready相当)を実現するための設計段階でのチェックポイントなどをまとめています。

## (2) 市の行政計画

### ■第5次八女市総合計画

将来都市像「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ安心と成長のまち八女」のもと、まちづくりの方向性とその実現のための取組方針について記載されています。

### ■第2次八女市教育大綱

5つの基本目標のもと、目標の都市像の達成に向けた各戦略・政策について記載されています。

○基本目標1：ふるさとを愛する人づくり

○基本目標2：生きる力「(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を育むまちをつくる

① 教育内容の充実による学力の向上

- ② 教育内容の充実による心と体の健康づくりの推進
- ③ 教育環境の整備・充実
- ④ 人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育む教育活動の推進
- ⑤ 人権尊重の視点に立った学校づくり

○基本目標3：市民が生涯に渡って学び活躍すると共に平和を尊重するまちをつくる

- ① 生涯学習活動の推進
- ② 青少年の健全育成・体験活動の推進

○基本目標4：歴史と伝統に育まれた“八女文化”が活きるまちをつくる

- ① 筑紫君磐井と八女古墳群および南北朝時代等の歴史的遺産の保存・活用
- ② 地域の伝統行事や伝統芸能の継承
- ③ 市民の文化・芸術団体の育成と芸術文化振興事業の推進

○基本目標5：スポーツの力で、健康なまちをつくる

- ① スポーツの振興
- ② スポーツによる地域活性化

## ■教育施策要綱

第2次八女市教育大綱の基本目標のもとに市内部の各部局の方針と主な施策が記載されています。

## ■立花中学校区小中一貫教育グランドデザイン



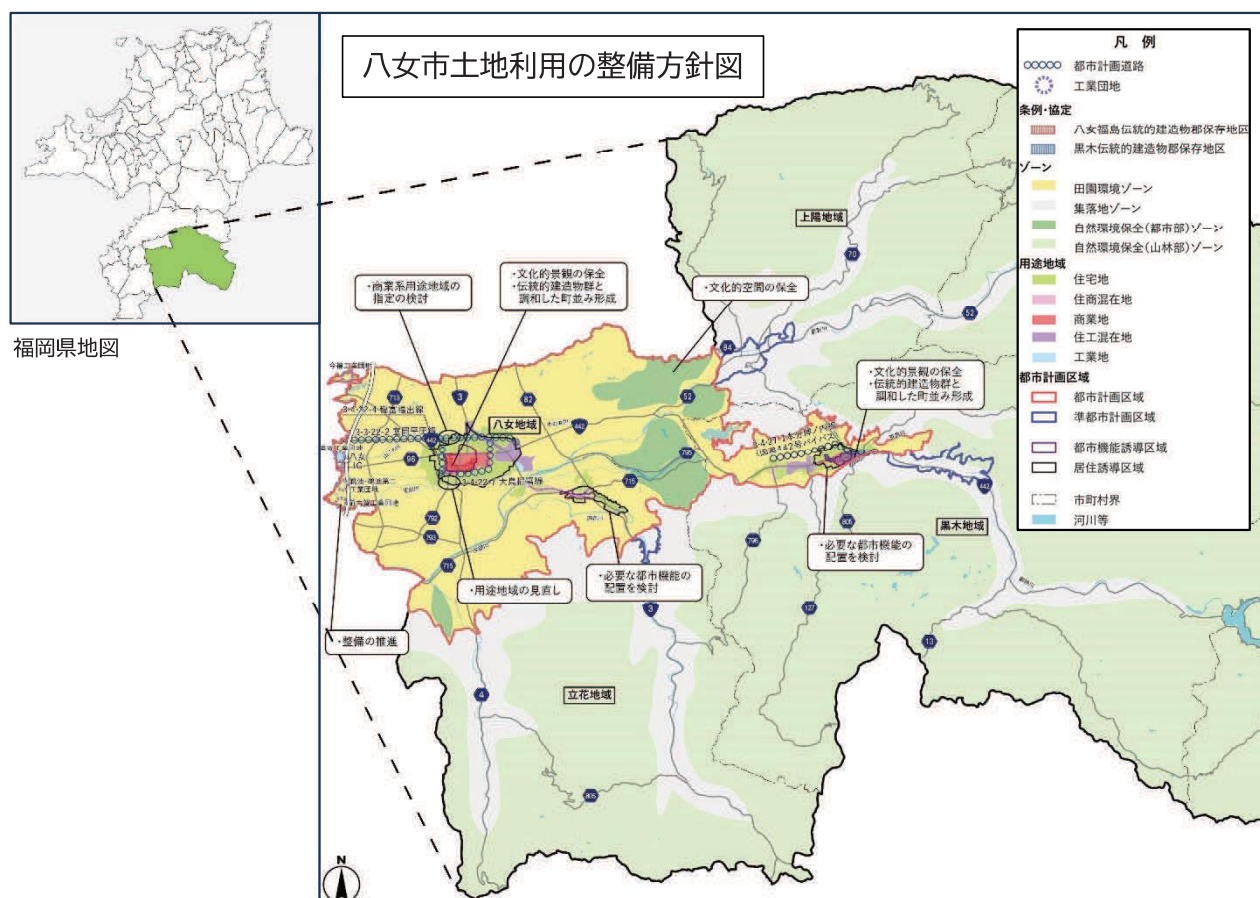
## 2. 計画地概要

### (1) 八女市の概要

山間部は、大分県と境を接する。県境に位置する三国山（筑肥山地）から流れ出る矢部川は日本最大の干潟を有する有明海に注ぎ、有明海の生態系を担う重要な河川の一つとなっている。また、地形的にみると、矢部川の支流 星野川と合流する地点より西側に開けた扇状地、北を広川丘陵、東を八女山地、南を筑肥山地に囲まれ盆地的地形を有している土地である。森林セラピー基地認定地域。

矢部川の扇状地付近にある手漉き和紙製造所や久留米絨織元、中心部の福島町にはそれを高度化した加工所（提灯製造、仏壇製造、和傘製造）や産地流通問屋があり、現在も昔ながらの町家に手工業者が工房を連ねている。特に、「八女の和紙」は九州最古の歴史を持ち、奈良時代 正倉院に収められた断簡の中に「チクゴ」の名が記された和紙が遺り、遣隋使・遣唐使によって伝えられたであろう歴史を持つ。八女ではこの和紙を中心に産業が多様化し、近世に始まる提灯・仏壇、和傘などといった多様な手工業が江戸時代に産業として整い、現在も綿々と受け継がれている。また阿蘇の凝灰岩を使った石灯籠（八女石灯籠）も中世から始まったとされる。

現在、八女市は九州における伝統工芸産業の集積地となっており、伝統工芸品の総生産額でも九州では最大規模である。



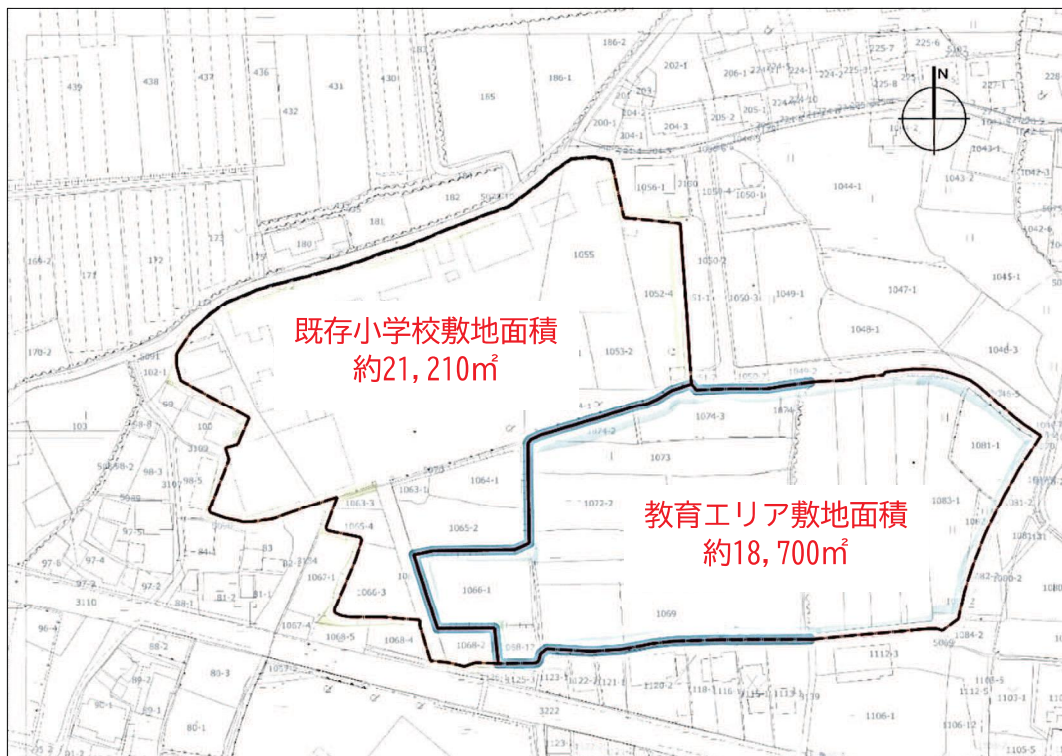
## (2) 計画候補地の概要

### ■A. 概要

- ・所在地 : 八女市立花町谷川1058 (八女市立立花小学校)
- ・所在地 : 八女市立花町谷川859-2 (八女市立立花中学校)
- ・敷地面積 : 小学校 約21,210㎡ 中学校 約19,850㎡

### ※計画地の選定

立花中学校は、敷地の一部が「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。  
 一方、立花小学校は敷地拡張の可能性があり、道路インフラ等の利便性も高いことから「児童生徒の安全を最優先しつつ、隣接地を確保することで、のびのびと学習・運動ができる環境」が整うと考えられる。  
 以上の点を総合的に考慮し、計画地は現立花小学校とする。



計画敷地面積 約39,910㎡

上記内訳 既存小学校敷地 約21,210㎡ 教育エリア敷地面積 約18,700㎡

### ※校舎の現状

建物名称	建築年度	築年数	構造※	階層	延床面積
立花小学校(校舎)	昭和46年	55年	RC造	2階	3,553.00㎡
立花小学校(屋内運動場)	昭和47年	54年	RC造	1階	888.30㎡
立花中学校(校舎)	昭和51年	50年	RC造	3階	3,496.23㎡
立花中学校(特別教室棟)	昭和61年	40年	RC造	2階	343.73㎡
立花中学校(剣道場棟)	平成12年	26年	S造	1階	279.86㎡
立花中学校(屋内運動場)	昭和61年	40年	RC造	2階	937.91㎡

※RC造・・・鉄筋コンクリート造 S造・・・鉄骨造

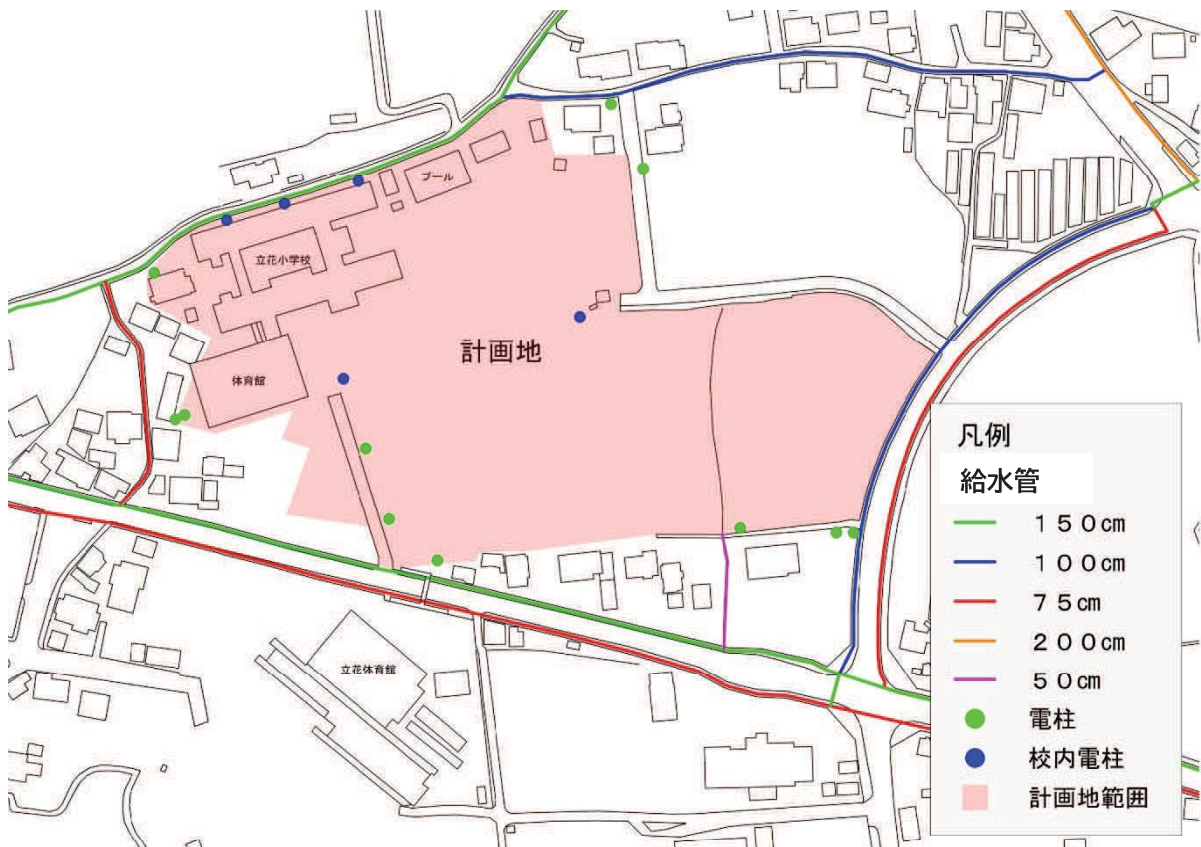


■ B. 現況写真



■ C. 敷地周辺のインフラ状況

現状の敷地周辺インフラ状況について以下に記載します。



※下水：浄化槽を設置（最寄り河川に放流）

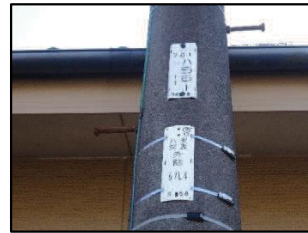
※ガス：プロパンガス（バルクタンクを設置）

※電気：九州電力 南北側道路電力柱より引き込み

※通信：NTT 南北側道路NTT柱（一部電力柱共架）より引き込み



学童保育所横の電柱



電柱拡大写真

#### ■D. ハザードマップ

現在の敷地周辺ハザードマップについて、以下に記載します。（八女市ホームページより）



### (3) 小学校および中学校の概要

#### ■立花小学校

○学校の特徴：平成22年1月市町村合併により立花町立上辺春小学校、立花町立下辺春小学校、立花町立光友小学校が閉校し、八女市立上辺春小学校、八女市立下辺春小学校、八女市立光友小学校となりました。そして、平成21年3月31日より3校ともに閉校、平成22年4月1日より3校が一つとなり、八女市立立花小学校が開校しました。

○学校の教育目標：豊かな心と夢をもち、たくましく未来を拓く児童生徒の育成

○重点目標（令和7年度）

『考えや思いを伝えあう子どもの育成』



【立花小学校 校章】

#### ■立花中学校

○学校の特徴：豊かな自然環境の中で、地域と連携した特色ある教育活動を展開し、特に生徒の主体性や協調性を育む学びに力を入れています。具体的には、地域資源を活用した体験学習や伝統工芸（茶、提灯など）への理解を深める機会、そして部活動や学校行事を通じた「躍動」する学びの機会を提供し、生徒一人ひとりの成長をサポートしています。

○学校の校訓：英知・友愛・躍動

○学校の教育目標：豊かな心と夢を持ち、たくましく未来を拓く児童生徒の育成

○重点目標（令和7年度）

『自分の思いや考えを持ち、伝え合い、高め合う生徒の育成』



【立花中学校 校章】

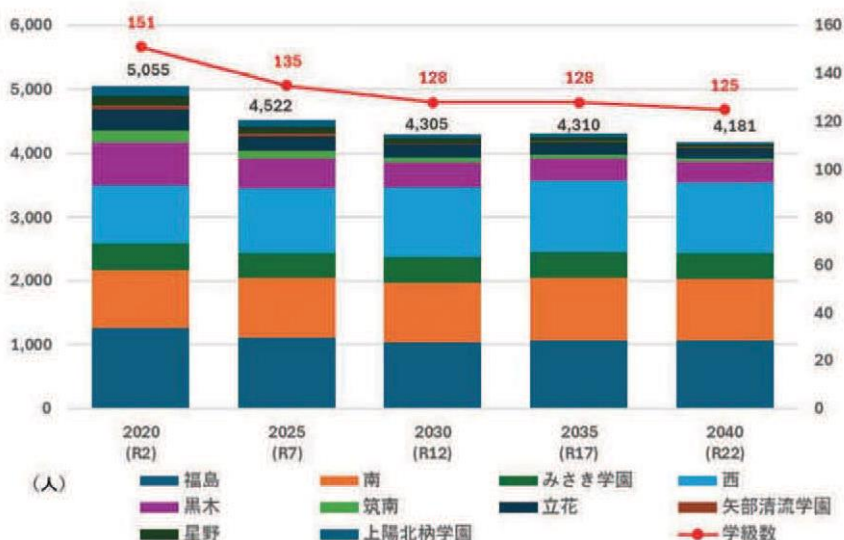
## (4) 児童生徒数の推移

中学校区別 児童・生徒数推計（5歳以上14歳以下人口）の結果

表 中学校区別 想定児童・生徒数（5歳以上14歳以下人口）推計結果

中学校区	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
福島中学校区					
南中学校区					
みさき学園校区					
西中学校区					
黒木中学校区					
筑南中学校区					
<b>立花中学校区</b>	<b>336</b>	<b>232</b>	<b>186</b>	<b>194</b>	<b>165</b>
矢部清流学園校区					
星野中学校区					
上陽北浜学園校区					
合 計	5,055	4,522	4,305	4,310	4,181

※R2の想定児童・生徒数は実績値



### 児童・学級数推移【立花小・立花中学校】

(令和7年1月15日現在)

年度	1年		2年		3年		4年		5年		6年		1年		2年		3年		合計		
	人員	学級数	人員	学級数	人員	学級数	人員	学級数	人員	学級数	人員	学級数	人員	学級数	人員	学級数	人員	学級数			
R6	(2)	(2)	(4)	(1)	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(1)	(1)	(23)	(5)	15
R7	(1)	(2)	(2)	(2)	(4)	(1)	(4)	(4)	(4)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(23)	(5)	15
R8	(3)	(1)	(1)	(2)	(2)	(4)	(1)	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(23)	(5)	15
R9	(1)	(1)	(3)	(1)	(1)	(2)	(2)	(4)	(1)	(4)	(4)	(4)	(3)	(1)	(3)	(1)	(4)	(1)	(23)	(5)	15
R10	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(4)	(1)	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)	(1)	(23)	(5)	15
R11	(3)	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(4)	(1)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(23)	(5)	14
R12	(4)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(1)	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(4)	(1)	(4)	(4)	(23)	(5)	14

※ ( )は、特別支援学級分の外数。赤字( )は、想定の特設特別支援学級分の外数。

※ 特別支援学級の人員・学級数は措置

※ 行政区別人口統計(外国人含む)2024.3末参考

35人学級制(R6年度から段階的)

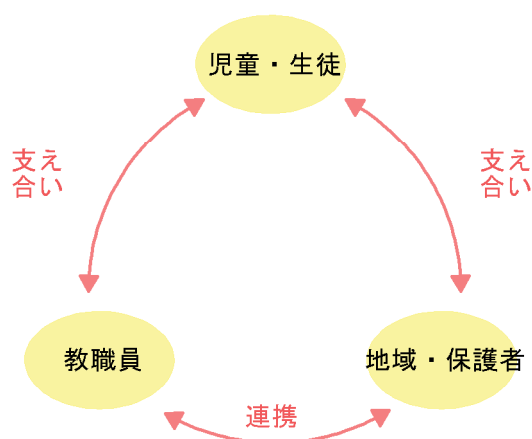
---

### Ⅲ 施設計画

## 1. 校舎づくりコンセプト

### ■ 校舎設計ビジョン

地域で支えあい子どもたちの生きる力を育てる学校



- ① 周辺地域を含めた大きな視点に立った学校施設づくり
  - ・ 八女市の未来を担う児童・生徒を育てる魅力ある義務教育学校を周辺土地を活かしながら実現します。
  - ・ コンパクトな施設でありながら「主体的・対話的な深い学び」で連携できる義務教育学校を実現します。
  - ・ 近隣保育園やスクールバス経路、周辺道路整備にも配慮します。
- ② 地域住民が連携できる学校施設づくり
  - ・ 地域住民が使いやすい地域開放ゾーンの計画や避難所対応の配慮を行います。
  - ・ 子どもたちの安全を第一に考え、教職員や地域住民の目が行き届き、安心して学ぶことのできる学校を実現します。
- ③ 特色を持った学校施設づくり  
義務教育学校の特色に合わせた学校施設づくりを行います。

## 2. 計画諸室

### (1) 各室の利用形態

- ・ 既設小学校をできるだけ利用し、増築工事中も仮設校舎を設置しない計画とします。
- ・ 「八女市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき積極的に木材利用を検討します。

増築及び改修する各室の利用形態について以下に記載します。

普通教室	普通教室	前期課程（1～6年生）は既設教室を利用し、後期課程（7（中1）～9（中3））は増築棟に新設します。 新設する教室は多様な学習形態に対応できる広さとします。
	特別支援教室	既設特別支援教室を利用し、増築棟に2室新設します。
特別教室	図書室	蔵書の種類が異なるため前期課程と後期課程で別々に設けます。 どの教室からも利用しやすい学校の中心に配置します。 前期課程は既設図書室を一部廊下に改修し利用します。 後期課程は既設校舎の図工室、児童会室を図書室に改修します。
	図工室	前期課程が利用します。 既設音楽室を改修し利用します。 教室が不足する場合は図工室を教室として利用します。
	調理室	前期課程と後期課程で共用します。 増築棟に新設します。
	理科室	前期課程と後期課程で共用します。 既設理科室を一部廊下に改修し利用します。
	美術室	後期課程が利用します。 前期課程の図工室を教室として利用する場合は、前期課程と後期課程で共用します。 増築棟に新設します。
	技術室	後期課程が利用します。 前期課程の図工室を教室として利用する場合は、前期課程と後期課程で共用します。 増築棟に新設します。
	音楽室	前期課程と後期課程で共用します。 既設音楽室は吹奏楽部の楽器を置くスペースが不足のため増築棟に新設します。 音に配慮した配置とします。
管理	職員室	職員数が増えるため、既設職員室に隣接する保健室の壁を撤去、改修し職員室を拡張します。
	職員更衣室 ミーティングルーム	職員数が増えるため、既設学童保育室移設後に職員更衣室とミーティングルームに改修します。

管理	保健室	<p>前期課程、後期課程で保健室の役割が異なるため別々に設けます。</p> <p>前期課程は既設家庭科室を改修し保健室にします。</p> <p>後期課程は増築棟に新設し、シャワー、洗濯室を併設した計画とします。</p>
	相談室	<p>前期課程、後期課程それぞれの保健室に隣接した位置とします。</p>
	職員トイレ	<p>既設トイレの和式は洋式に改修します。</p> <p>学童保育所が利用していたトイレを職員トイレとして利用します。</p>
給食	給食室	<p>生徒数、職員数が増えて既設給食室では不足するため、増築棟に新設します。</p> <p>市内の学校が災害や機器故障などで厨房機器が使用できない時にも提供できるようにセンター機能を持った給食室とします。</p> <p>別棟ではなく校舎併設とします。</p> <p>通常は500食で災害時は1000食まで対応できる広さ及び厨房機器とします。</p>
学童	学童保育室	<p>既設給食室移設後に学童保育室に改修します。</p>
共用	トイレ	<p>既設トイレの和式は洋式に改修します。</p> <p>新設トイレは生徒数を考慮した個室数を確保し、バリアフリー対応とします。</p>
	昇降口	<p>前期課程は既設昇降口を利用します。</p> <p>後期課程は増築棟に昇降口を新設します。</p>
	エレベーター	<p>バリアフリーに対応したエレベーターを設けます。</p>
屋内運動施設	体育館	<p>義務教育学校開校後の建て替えを想定します。</p> <p>当面は既設体育館と近隣の市立体育館または立花中学校体育館を利用します。</p> <p>前期課程、後期課程の同時利用を考慮し、メインアリーナ、サブアリーナを設けます。</p> <p>メインアリーナはバレーボールコート2面、ミニバスケットボールコート2面、正式なバスケットコート1面を確保できる広さ、高さを確保します。</p> <p>サブアリーナはミニバスケットボールコート1面を確保できる広さ、高さを確保し、武道場を併設します。</p> <p>地域開放を想定した配置計画とします。</p> <p>災害時の避難所として利用できるようにします。</p>
屋外運動施設	グラウンド	<p>南側の教育エリアにグラウンドを整備します。体育倉庫・屋外トイレもグラウンド整備に合わせて建替えます。</p> <p>校舎増築期間及びグラウンド整備までの間は近隣の市立立花運動場または立花中学校グラウンドを利用します。</p> <p>体育授業の同時利用や部活動を考慮しメイングラウンド、サブグラウンドを設けます。</p> <p>メイングラウンドは、200mトラック、100m直線のスペースを確保します。</p> <p>サブグラウンドは、120mトラック、50m直線コースを確保します。</p> <p>地域利用に配慮した配置とします。</p>
	駐車場	<p>職員駐車場、来客用として約70台確保します。</p> <p>スクールバスの駐車スペース5台分を確保します。</p>

## (2) 所要室一覧

所要室について以下を目安とします。

	室名	既設 改修 新設	室数	単位面積 (㎡)	合計面積 (㎡)	備考	
普通教室	普通教室（前期）	既設	6	61.6~64.75		7m×8.8~9.25m 現在8室 開校時は1学年1室で6室の予定	
	普通教室（後期）	新設	3	81.00	243.00	9m×9m 1学年1室で3室	
	特別支援教室	既設	4	81.00		7m×8.8~9.25m 現在2室 開校時は4室の予定	
		新設	2	81.00	162.00	9m×9m 新設と既設の合計6室	
	少人数教室	既設	2	61.60		7m×8.8m	
特別教室	図書室（前期）	一部改修	1	92.40	92.40	一部廊下に改修	
	司書室	既設	1	31.00	31.00		
	図書室（後期）	改修	1	124.67	124.67	図工室、児童会室を改修	
	図工室（前期）	改修	1	105.00	105.00	音楽室を改修	
	図工準備室（前期）	改修	1	19.58	19.58	音楽準備室を改修	
	調理室（共用）	新設	1	121.50	121.50	13.5m×9m	
	調理準備室（共用）	新設	1	40.50	40.50	4.5m×9m	
	理科室（共用）	一部改修	1	93.87	93.87	一部廊下に改修	
	理科準備室（共用）	一部改修	1	30.80	30.80	一部廊下に改修	
	美術室（後期）	新設	1	121.50	121.50	13.5m×9m	
	美術準備室（後期）	新設	1	40.50	40.50	4.5m×9m	
	技術室（後期）	新設	1	121.50	121.50	13.5m×9m	
	技術準備室（後期）	新設	1	40.50	40.50	4.5m×9m	
	音楽室（共用）	新設	1	151.20	151.20	13.5m×11.2m	
	音楽準備室（共用）	新設	1	40.50	40.50	4.5m×11.2m	
	生活科教室（前期）	既設	1	61.60	61.60	8.8m×7m	
	児童会・生徒会室（共用）	新設	1	81.00	81.00	9m×9m	
	管理	職員室	一部改修	1	154.00	154.00	保健室を職員室に改修
		校長室・応接室	既設	1	63.21	63.21	
事務室		既設	1	35.20	35.20		
職員更衣室		既設	1	21.51	21.51		
職員更衣室		改修	1	25.62	25.62	学童保育を更衣室に改修	

管理	ミーティングルーム	改修	1	47.28	47.28	学童保育をミーティングルームに改修
	職員トイレ	改修	3		38.12	和式を洋式に改修
	放送室	既設	1	39.60	39.60	
	保健室（前期）	改修	1	61.60	61.60	8.8m×7m 家庭科室を保健室に改修
	保健室（後期）	新設	1	81.00	81.00	9m×9m シャワー、洗濯室を併設
	相談室（前期）	既設	1	63.21	63.21	
	相談室（後期）	新設	1	81.00	81.00	9m×9m
	教具室（前期）	既設	1	31.00	31.00	
		改修	1	38.45	38.45	配膳室を教具室に改修
教具室（後期）	新設	1	40.50	40.50	4.5m×9m	
給食	給食室	新設	1	730.00	730.00	1000食対応
	配膳室	新設	1	71.10	71.10	
学童	学童保育室	改修	1	121.00	121.00	給食室を学童保育室に改修
共用	トイレ	改修	2		126.00	和式を洋式に改修
		新設	2	81.00	162.00	9m×9m
	昇降口（前期）	既設	1	59.22	59.22	
	昇降口（前期）	新設	1	57.60	57.60	
	エレベーター	新設				バリアフリー対応

※改修する所要室は、設計により変わるものとする。

### 3. 構造計画の方針

#### (1) 計画の方針

地震等の災害後、構造体などの大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう構造上十分な安全な計画とします。

#### (2) 耐震性能の目標

国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」では学校施設は「多数の者が利用する施設」として以下の安全性の分類基準となっています。

#### ■ 耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達などのための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II類		
被災者の救助、緊急医療活動などのための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研究施設のうち、地域防災計画で、避難所として指定された地域	II類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II類		
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設など	II類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設 (上記以外のすべての官庁施設)	III類	B類	乙類

#### 構造重要度係数

建物の用途に応じて地震力を割り増し、構造設計上の安全性を高める指標です。災害時に拠点となる病院や庁舎（I類）は1.5倍、避難所など（II類）は1.25倍、一般住宅・事務所など（III類）は1.0倍を基準に計算し安全性を確保します。

## ■ 耐震安全性の基準

耐震安全の分類で目指す目標は以下の通りです。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の体力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動などが発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

増築部は上表をもとにした耐震性能を基本とします。

## ■ 増築部の耐震安全性の目標

・文部科学省「小学校・中学校施設整備方針（令和4年6月）」などにも留意するとともに、維持管理に配慮した構造計画を行います。

	構造体	建築非構造部材	建築設備	重要度係数
学校機能	II類	B類	乙類	1.25
避難施設機能※メインアリーナなど	II類	A類	乙類	1.25

### (3) 建物構造の検討

建物構造は鉄筋コンクリート造（RC造）とします。

軽量鉄骨造はRC造と比較して工期が早く建築コストは安価ではありますが、計画地の一部が準防火地域であるため、2階建てかつ準耐火建築物で1,500㎡以下にする必要があります。そのため、既存校舎とは別建物にする必要があります。別建物扱いにするには10mの離隔が必要であり、既存校舎とは吹きさらしの廊下で接続することになり、給食の配膳に課題が想定されます。

## 4. 設備計画の方針

### (1) 計画の方針

電気設備及び機械設備、セキュリティ計画は以下の方針とします。

#### ■ 維持管理への配慮

メンテナンスの容易さや将来的に容易に改修できる設備スペースの考え方を構築します。

#### ■ ランニングコストの低減

ランニングコストの低減化を図ることのできる高効率機器などを採用します。

#### ■ 環境配慮・省エネルギー

『2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について』にあるとおり、原則ZEB Oriented相当以上とし、ZEB Ready相当となることを目指します。

#### ■ 災害時における継続利用

災害時の「避難所」としての役割を担うことのできるバックアップ体制を構築します。

### (2) 電気設備計画の方針

#### ■ 照明・電灯・コンセント設備

- ・LED照明システム制御や人感センサー一点減制御などを通して省エネ化を図ります。既設部分はLED照明へ交換します。
- ・自然採光を積極的に確保します。

#### ■ 情報通信設備

- ・1人1台端末教育に対応したICT環境設備（高速大容量の通信ネットワーク）を行います。

#### ■ 電話・校内放送・テレビ受信設備

- ・前期課程と後期課程でチャイムや校内放送を区分できる仕様とします。
- ・既設電話設備の主装置をデジタルに取り換えます。

#### ■ その他設備

- ・増築に伴い適切なキュービクルを増設します。
- ・太陽光発電については、地域脱炭素ロードマップにおいて『政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す』と目標設定がされているため、既存の太陽光発電設備の活用および増築校舎への太陽光発電設備の設置（または将来設置）する計画とします。

### (3) 機械設備計画の方針

#### ■ 空調設備

- ・ 室ごとの目的に応じた適切な空調設備を選定します。
- ・ 室ごとで個別運転や管理が容易な設備システムを構築します。
- ・ 地域開放エリアとの兼ね合いなど、管理運営のゾーニングに配慮した空調ゾーニングを計画します。
- ・ 既設空調設備の交換を行います。

#### ■ 換気設備

- ・ 室ごとの目的に応じた適切な換気設備を選定します。
- ・ 普通教室、屋内運動場には積極的に自然換気設備を設置し高温多湿対策を講じます。

#### ■ 給排水設備

- ・ 給水方式は既設の上水道直結方式を利用します。増築に伴い、引込口径は全体の使用水量に基づいて適切に設計します。
- ・ 排水は浄化槽方式です。増築に伴い、浄化槽の容量を適切に設計します。
- ・ 節水型器具を積極的に採用します。

#### ■ 衛生設備

- ・ 既設トイレの和式便器は洋式に交換します。

### (4) セキュリティ計画の方針

地域に開かれた学校を目指し、死角や出入り口に監視設備を設けます。

#### ■ 防犯カメラ

- ・ 校地、校内各所にカメラを設置し、モニターを職員室に設置して管理します。

#### ■ 門扉など

- ・ 正門、通用口など敷地出入口にインターホンや電気錠を設けた門扉の設置を検討します。

#### ■ 地域開放エリア

- ・ 地域開放エリアは屋内運動場と屋外運動場を想定しています。
- ・ 適切なキーシステムを検討し、地域と学校の共同利用を可能とします。